

87年以降の20年間の社会統制法制*

—— 市民的自由に関する新自由主義の逆説 ——

パク ジヒョン

朴智賢

(仁済大学教授)

パク スッキ

朴淑喜

(立命館大学法学部生) 訳

本田 稔

(立命館大学法学部教授) 監訳

本稿は、過去20年間における市民的自由または市民の権利に関する法制度の変遷過程を分析し、それと新自由主義との関連性を解明することを目的としている。本稿では、社会統制法制というカテゴリーを用いるが、それを国家が社会、特に市民社会に対して積極的に介入し、統制するために利用する法制度の意味で用いることをあらかじめ了解していただきたい。

この20年間の社会統制法制の特徴は、次の4点にまとめることができる。まず第1に、国家保安法や保安観察法のような治安的犯罪対策法が廃止されずに存続してきたことによって、反政府的な思想それ自体を犯罪と見なす直接的な思想統制が継続的に行われてきたことである。第2に、「集会及び示威に関する法律」(集示法)が漸進的に改悪されたように、行動統制に関する法制度も次第に強化されてきたことである。第3に、「通信秘密保護法」(通秘法)、「情報通信網法」、「刑事司法統合情報体系(刑統網)事業」(電子政府法)の立法過程などからも伺えるように、電子情報に対する統制が強化されたことによって、電子監視による日常的統制の時代の幕が開かれたことである。そして第4に、その間の社会統制法制は不法の「法制化」、不法の合法化の過程であったことである。

韓国の新自由主義は、自由を前面に掲げながら、政治的市民的な自由を抑圧する方法を伴った。それは一見すると逆説的で矛盾しているのではないかと考えられる向きがあるが、この点に関しては、新自由主義的改革は国家の主導性を求めるという逆説の延長線上において理解する必要がある。一方では一部で制度化された社会民主主義的措置を廃止するための積極的な施策がとられ、他方では撤回された社会民主主義的措置の回復を求め、あるいはまだ制度化されていない社会民主主義的措置の実現を求める基層階級・階層に対して権威的で非民主的な方法による積極的な対応が行われている。ここに国家主導の新自由主義的改革の特徴がある。社会統制法制に関する民主法学の課題は、憲法が命じているが、新自由主義が否定している市民的基本権が実現されるよう、理論的で実践的な助力を捧げることを惜しまないことである。

キーワード：社会統制法、社会統制法制、新自由主義、市民的自由、反民主的悪法

* 87年憲法制定20周年にあたる2007年に、民主主義法学研究会2007年度定期シンポジウム「87年以降20年間の法秩序の変化と民主法学」が開催された。本稿は、その報告原稿を加筆・補正したものである。

目 次

1. 序論
2. 20 年間に於ける社会統制関連法の再改正史
3. 社会統制法制と新自由主義
4. 社会統制法制の改革展望と民主主義法学の課題

1. 序論

新自由主義的改革を国家的課題として推進してきた者たちは、新自由主義の前で新しい自由を夢見る人々に対して、自由主義の論理に相応しい「異見の自由」を保障したであろうか。しばしば民主化の時代であると呼ばれた 87 年憲法の制定から 20 年の間、民主主義と市民的自由は実際的な広がりを見せ、進展したであろうか。あるいは、ファシズムや権威主義を清算すると言いながら自由主義を掲げてきた者たちは、そのための真の意味での努力をしたであろうか。この間の国家政策の基本的性格を新自由主義的であると規定¹⁾することが果たして的確であるか否かについて、本稿は直接論ずるものではない。本稿は、そのような性格規定についての了承を前提にしたうえで、過去 20 年間の市民的自由あるいは市民の権利に関する法制度の変容を分析し、それとこの間の新自由主義化との関連性を解明することを目的としている。

1-1 社会統制法制の範疇的概念

筆者はこの考察を進めるために、あまり耳慣れないが、「社会統制法制」という概念を用いようと思う。かりに「市民的自由に関する法制」とか、市民権関連法制という概念を用いた場合、選挙や政党に関連する法制度のように、市民の権利の行使を制度化した法、つまり「国家形成」的な機能を有する法制度が想定されてしまうおそれがある。本研究にとって必要なのは、市民的自由への「制限」または「規制」の側面を表現できる概念的枠組である。それは、市民国家を形成するための法ではなく、それとは逆に国家が市民社会に対抗するための法に狙いを定めようとするものであり、少し冗長な表現を用いても構わないならば、「市民的自由を制限する法制」と言うことができよう。しかし、それよりは「社会統制法制」のほうが簡明であると思われる。

政治的悪法であるとか、反民主的悪法というようなこれまでも馴染みのある表現で十分ではないかという反論が出されるかもしれない。実際にも、本稿が考察の対象としている法制度の大部分はそれに該当する。しかし、悪法は、大体において「法であるが、真の法ではない」がゆえに、廃止されなければならない法を意味する。国家の社会管理の方式が軍部に担われていたファシズムの時代とは大きく様変わりした今日において、悪法であるか、それとも正法であるかというような二分法では、併せて考察すべき対象を広範に捕捉できない不十分さが出てくることは否めない。後に再び述べるが、軍部の権威主義が法以外の方法を暴力的・抑圧的な統治の手段としてきたことに比べると、新自由主義時代の統治権力はこの暴圧を法制化し、合法化していることを考慮に入れるなら、「悪法」の外延を越えたより広い

カテゴリー的規定が必要であることに同意を得られるのではないかと思われる。

ただし、社会統制法制という表現も異なる脈絡において考えるならば、異なる意味で理解される恐れがある。たとえば、「法制度によって統制される社会」という次元において考えるならば、全ての法と制度は社会統制的である。あらゆる階級国家の法制度は、社会統制法制であることになる。しかし、本稿が言うところの社会統制法制は、法一般を批判するために考案されたものではなく、特定の法領域を範疇化するためのものである。つまり、社会統制法制とは、国家が社会、特に市民社会に対して積極的に介入し、それを統制する際に用いる法制度のことである。ここでいう市民社会はブルジョア的経済社会ではなく、公共的な市民社会、つまり市民的権利と民主主義の根拠をなすところの市民社会²⁾である。

このような脈絡から見れば、社会統制法制は、それ自体においてすでに否定的な価値判断を含んだ概念であると言わねばならない。国家による社会統制とは、市民的権利と民主主義を抑圧し、それを歪める恐れを伴うからである。つまり、社会統制法制とは、原則的に正当性が推定されない法制度である。このようなことからすれば、これまで政治的悪法、反民主的悪法と呼ばれていた法に「政治的」または「反民主的」という修飾語が付けられた理由も説明することができる。

さらに、社会統制法制という領域は、規制的・抑制的手段による社会統制を内容とした法領域でもある。従って、福祉や恩恵の提供を内容とする法制度は、広義の社会統制法制と解釈できるかもしれないが、それは本稿において特定法領域を指示するために用いられる社会統制法制という用語の範囲には含まれない。

1-2 研究の範囲と方法

本稿は、時期的には1987年の民主化以後20年間の法制度を考察する。それは、韓国が軍事独裁政権と民主化政権の分岐点として考えている時点以降、あるいは今日まで一度の改正もなく、その下で過ごしてきた87年憲法制定以降の20年といえるだろう。

社会統制法制は、その内容を念頭に置けば、さらにいくつかの下位カテゴリーに分けられる。第1は、良心、思想の自由それ自体を制限し「反国家的」思想の保有を犯罪の構成要件とし、それを規制する「思想統制」法制である。その代表的な政治的悪法として指摘されてきた国家保安法と、その後統措置としてデフォルメされた保安処分法としての保安観察法がこれに属する。第2は、思想または異見の表明それ自体を明確に問題視してはいないが、異見の表明の方法を問題視する法制、すなわち「行動統制」法制である。集会及び示威に関する法律がその代表例であるが、刑法上の名誉毀損罪、処罰規定が設けられた業務妨害罪の規定もまた、公的な場における意見の表明活動を統制する手段として活用される限りにおいて、実質的に行動統制法制に含まれる。選挙や政党に関連する法制度についても、かりに特定の階級の勢力の政治的進出を阻害するような条項を含んでいる場合には、その限りにおいて社会統制法制に含めて考察できよう。第3は、公安権力機関に関連する法制である。まず、国家情報院法（以下、国情院法と略す。）が、これに属するであろう。テロ防止法（案）もこれにあたる。そして第4は、情報通信技術の発達を基盤にした電子情報統制法制である。通信秘密保護法、情報通信網法がその代表例であり、それ以外にも電子住民登録制度に関連した住民登録法、電子政府法と関連した刑事司法法制網もこれに該当する。もっとも、この4分類によって社会統制法制の全部を包括できると主張している

わけではない。

以下では、この4つの区分に従い、過去20年間の法制度の変化、主として法令の再改正の経過を中心に検討する。上述した全ての法令を検討できず、やむを得ず各領域の代表的な法令に考察の範囲を限定せざるを得ないことをあらかじめお断りしておく。叙述の上で、解説を割愛した法律もあるが、法制度の変化の流れを理解し、評価するために、網羅的に取り上げる努力をしたつもりである。主として検討したものは、国家保安法、保安観察法、集会及び示威に関する法律、安企部（国家安全企画部）・国情院法、テロ防止法（案）、通信秘密保護法、情報通信網法、電子政府法（刑事司法統合網事業）などである。

本稿は、検討の結果を踏まえて、このような法改正を主導した新自由主義が表面的には自由を標榜しながら、なぜ自由のカタログから市民的政治的自由を排除したのか、社会統制の強化は新自由主義の純作用なのか、それとも他の要因によるものなのかという問いに対する筆者の見解を明らかにする。

2. 20年間における社会統制関連法の再改正史

2-1 思想統制法制の「温存」

①国家保安法の温存

国家保安法は、「反国家活動を規制」（第1条）するための法であり、反国家団体の設立、その目的の実行、それへの支援、北朝鮮からの潜入・北朝鮮への脱出などの罪（第3条～第6条）、さらに利敵活動としての讃揚・鼓舞、会合・通信、便宜提供、不告知罪（第7～10条）などを定めている。この中でも第7条から第10条の罪は、刑法や他の法律には規定されていない国家保安法に固有の犯罪である。

1948年以降、施行された国家保安法は、87年以後の民主化政権によって1991年5月11日に改正された³⁾。この改正国家保安法は、それ以降、追加改正されることなく現行法として引き継がれている。その当時、民主化政権に対して国家保安法を改正することが期待されたが、その期待は大きく外れてしまった⁴⁾。現行国家保安法第7条ないし第9条は、1980年12月30日に国家保衛立法会議が新設し、導入したものであり、国家保安法の中でも最も人権侵害性が強い条項であったにもかかわらず、廃止されなかった。ただ、1991年改正によって第7条と第8条に「国家の存立・安全又は自由民主的基本秩序を危うくする情を知りながら」行った場合にのみ処罰するという制限的な文言が挿入され、そして不告知罪の処罰範囲が少しだけであるが縮小された程度であった。この改正によって、1980年法改正以前まで有効であった1960年6月1日の法⁵⁾の水準——第7条ないし第9条に該当する行為を処罰対象としていなかった——に戻ることに失敗したのであった。

金泳三政権は、終始その改廃問題を国会内の論題として取り上げなかった。第7条および第8条が、「……情を知りながら」という文言を構成要件に追加したことは、一見すると処罰範囲を狭めようとしているかのような印象を受けるが、国家保安法とその第7条ないし第9条の威力は実際には変わらなかった。「明白な危険がある場合」⁶⁾という要件によって、縮小適用の効果を期待することはできず、実際にもそうならなかった。反北朝鮮的な視点から見ると、「鼓舞・讃揚等の故意があるのに、『……情を』知りえない人など、常識的に考えれば存在するはずはなかった」⁷⁾。

金大中政権が船出をした初期にあたる1999年には、国家保安法の改廃論議が再び本格化した。人権団体・市民団体は、「国家保安法廃止国民連帯」⁸⁾を結成し、特に国家保安法違反の全事件の9割を超える事件に適用された⁹⁾「第7条の廃止」をスローガンとして、改正運動を全面的に展開した。しかし、政府や国会はこれに応じなかった¹⁰⁾。

盧武鉉政権の船出に際して、人権団体はこれを機に国家保安法の全面廃止運動を展開した¹¹⁾。国会は、その時点において第17期の通常会期（法律所定の方式に基づいて年1回召集される〔憲法47条1項〕）（2004年）であり、150人の国会議員が廃止法案に賛成した。しかし、廃止法案は、第18期国会議員選挙が目前に迫っている今、廃案に追い込まれる運命にさらされている。盧武鉉政権は、廃止法案を引き続き放置することによって、資本と野党との蜜月関係の証とし、民衆に対する裏切りの証とした¹²⁾。

②保安観察法の制定及び温存

保安観察法は、1987年に社会安全法の代替法として制定され、制定から今日に至るまで国家保安法の改正などによる一部改正を施された以外には、実質的な改正といえるものは行われていない。

この法律は、国家保安法違反の罪の刑期を終えて出所した者に対して、「再犯の危険性を予防し、健全な社会復帰を促進するために」（第1条）、保安観察処分を課することを主な内容としている。またこの法律は、保安観察処分を行政処分に委ねた点、この処分が刑期を終了した者に課されるため、同一の犯罪に対して二重の処罰となる点、再犯可能性とは無関係の概念である「処分対象者」の制度が設けられ、被処分者以外にも、処分対象者に対して申告違反罪（第27条第2項）を理由に刑罰を科せるようになった点、被処分者の申告違反罪（第27条第2項）と措置違反罪（第27条第3項）によって三重・四重の処罰になる点、刑罰の限界を補充するいわゆる保安処分の実効性を再び同じような刑罰によって担保するという自己矛盾を犯している点、処分対象者制度及び無制限処分更新制度¹³⁾によって死ぬまで申告義務・措置義務と刑事処罰の脅威から逃れられえないようにした事実上の絶対的不定期刑である点、そして何よりも内心の思想を矯正しようとする法の目的それ自体が、思想の自由の本質的内容を侵害している点など、枚挙にいとまがないほど多くの悪法の素質を見事に備えている法なのである¹⁴⁾。

金大中、盧武鉉の政権は、保安観察法の関連情報に関して、単純な統計情報さえも北朝鮮を利する国家機密であるとして非公開方針に固執するなどして¹⁵⁾、この法の維持に力を入れている。第2期疑問死委員会（疑問死真相究明委員会）¹⁶⁾と国家人権委員会¹⁷⁾は、保安観察法の廃止を勧告したが、政府は、2007年、国家人権政策基本計画（NAP）を策定し、保安観察法に関しては、それを廃止せずに、「再犯の危険性の存否に関して実質的な審査を行い、保安観察対象者の防御権の保障、保安観察免除請求の拡大などによって濫用の防止を図る」という運用改善案で対応しただけであった。「思想の危険性の審査を実質化」することが常に人権親和的になるとは限らず、司法処分ではない行政処分の形式にこだわっているにもかかわらず、防禦権を云々するというのは問題の核心からずれており、また遵法誓約書¹⁸⁾が免除請求の必要条件とされている状況は、免除請求の活用度合いを高めることが難しいことを思わせる。

保安観察法が国家保安法違反者を対象としているため、それは究極的に国家保安法とその運命を共にすると考えられる。かりに国家保安法が廃止されても、保安観察法がその代替立法との関係の中で再生産されないかという憂慮が生じる。

2-2 行動統制法制の「強化」——集会・示威の禁止通告の制度化及び禁止通告事由の漸進的拡張

1989年に改正された集会及び示威に関する法律（以下、集示法と略す。）は、1960年に集会に関する法律が制定されて以降、大幅な改正としては三度目の改正法¹⁹⁾にあたり、それまでの集示法に比べかなり改善されたという評価を受けた²⁰⁾。1980年改正法が示威の場所を「道路、その他の屋外の場所」と規定していたものを「道路、広場、公園など公衆が自由に通行できる場所」²¹⁾に変更し、学校、工場、教会などを集示法の適用場所から除外し、1973年改正法のレベルにまで戻した。しかし、夜間の集会・示威の制限²²⁾、広範な禁止通告制の設定²³⁾、広範な集会禁止場所の指定²⁴⁾、そして集会禁止対象道路については施行令に委任するなどしたことは、憲法上の集会・結社の自由を侵害する恐れがあるものであった。

特に問題なのは、禁止通告制である。無申告の集会や禁止通告を受けた集会の開催を、絶対的禁止事項に該当する集会と同じ様に重大犯罪として扱うことは、申告の不履行を単純行政犯と捉える態度ではなく、事実上許可制であるものに申告制の名前を付けたことに他ならない²⁵⁾。実際にこの法が施行されて以降、禁止通告が濫用され、法的根拠なしに示威の根源的な封殺も乱発されたのである。

金大中政権は、1999年、私有財産または私生活の平穏を理由として、集会・示威を禁止できるよう²⁶⁾法改正を行った。盧武鉉政権は、これに加えて一層の改悪を行った。2004年のこの改正は憲法裁判所の違憲判決が出されたこともあって、集会・示威の禁止場所につき、外交機関や宿舎に関する小さな例外が認められた²⁷⁾。それ以外の改正としては、集会の申告受理の時期を720時間（1ヶ月）前から48時間前に制限し（第6条第1項）、大規模集会の準備を妨げ、集会で暴力沙汰が起こったときには、目的の異なる他の集会であっても禁止できるようにし²⁸⁾、それ以前には高速道路や主要道路²⁹⁾に秩序維持員を配置している場合には集会を禁止できなかった点を改正し、管轄警察署長に交通の不便を理由に集会を禁止できる権限を付与し³⁰⁾、学習権への侵害のおそれを理由に学校周辺での集会を禁止できるようにし（第6条第3項新設）、軍事施設および軍事作戦実行への被害のおそれを理由に、軍事施設の周辺における集会を禁止できるようにし（第6条第3項新設）、また一定の騒音³¹⁾を発生させる機器の使用を中止できる規定（第12条第3項新設）を新たに設けた。

現在、覆面などの「身分の証明を妨げる器物」の所持を禁止する案、従来まで施行令で規定されていた昼夜間を画一的に区分する騒音規制基準を法律に組み込もうという案も国会にかけられている。

2007年6月、法務省は、訴訟の促進等に関する特例法を改正し、刑事裁判において損害賠償命令が可能な犯罪対象に集示法違反の罪を含める立法を進めることを明らかにした³²⁾。損害賠償命令制度は、本来は被害者と被害額が相対的に明らかな犯罪に関して、訴訟の簡易化を図るために導入された制度であるが、そのような特徴が全く認められない集示法違反の行為をその対象とすることは、導入の目的が集会及び示威の自由の侵害にあることを露骨に示している。

2-3 公安権力機関の維持またはその復活

①国家安全企画部・国家情報院と保安捜査隊の存置

87年の民主化は、直ちに公安機関に関する改革にはつながらなかった。国家安全企画部法（以下、安企部法と略す。）が改正されたのは、軍事政権が文民政権に交代した1993年になってからのことであっ

た。1994 年の安企部法は、安企部の各級機関にあった保安監査権を廃止し、国家保安法上の罪のなかでも、讃揚・鼓舞罪や不告知罪の捜査権を安企部の権限事項から取り除いた³³⁾。各級機関から保安監査権を廃止したことは、大きな方向転換であったといえるが、その実情は制度内の権力者間のフェアプレーに寄与した程度のもので、それ以上の意味を持ちえなかった。これら 2 つの罪に関する捜査権を廃止したことは、小さくても改善であったといえるが、依然として情報収集権が保障されていたことを考えると、それほど大きな改善であったとはいえない³⁴⁾。

それにもかかわらず、金泳三政権は、任期の後半において保守派との間で協調関係を持つことによって、1996 年 12 月、2 つの罪に関する安企部の捜査権を軍事政権当時の形に戻した（1996 年 12 月 31 日法律第 5252 号）。金大中政権は、就任前に安企部の名称を国家情報院（以下、国情院と略す。）に変更することを内容とした法改正を行った。それ以降、国家情報院法（以下、国情院法と略す。）は、特別な改正なしに今日に至っている。

公安権力は、特別な情報機関だけに付与されているわけではない。87 年に民主化されたにもかかわらず、安企部が健在であったように、警察庁の保安捜査隊もまた健在であった。保安捜査隊は、国家保安法事件を専門的に担当する警察庁内の専門部署であり³⁵⁾、2006 年 9 月現在、全国 35 の警察署に 2,232 名の警察人員が常駐している³⁶⁾。このように過度な人員と予算を維持するため、国家保安法が存在し、そして国家保安法事件が作り出されている。

②テロ防止立法の推進

冷戦終結以降、欧米諸国は、テロリズムを新しい攻撃対象として、公安権力とテロ対策法制を作りあげてきた。金大中政権もまた、2001 年の 9・11 テロをバネにして、同年 11 月、国情院が立案した³⁷⁾テロ防止法案を国会に提出した。韓国に関して言えば、冷戦終結の例外地域となり得るわけでも、現実的にテロ危険地域に入っているわけでもない。したがって、過去の権威主義時代の公安権力をそのままの形で維持するための根拠が不十分であり、公安権力を縮小ないし解体しなければならない状況にあるといえる。そのようなことから考えると、テロ防止法案は表面的にはテロ対策のためとしているが、実際には国際テロの脅威は建前であって、公安権力を新自由主義権力の武器に再編するための方便として見るのが適切である。

2001 年のテロ防止法案は、テロを不明瞭に定義していること、大規模テロ活動に関する規定を非常に包括的に定めていること、大規模テロ対策センターの情報収集権限を不明確にしていること、外国人に対する「事実確認」という捜査権の範囲を不明確にしていること、国情院の不審尋問権及び軍特殊部隊の出動要請権規定による警察の行政権及び軍の統帥権の侵奪、通信傍受及び通信制限事由を拡大しようとしていることなどが批判の焦点となった。人権団体は、テロ防止法が単にテロ活動の規制にとどまらず、秘密情報機関の権力強化によって人権を広範に侵害し、民主主義体制それ自体を危うくすることを警告し、立法に反対した。³⁸⁾

盧武鉉政権のテロ防止法案は、このような法案に対する国会情報委員会の修正案という形式をとって提案された（2003 年 11 月 14 日）³⁹⁾。修正案は、2001 年の法案に比べて、問題視されたテロとテロ団体の概念を多少は限定し、団体結成罪、不告知罪などを削除するなど変化があった。しかし、それは

改善というにはほど遠く、テロ概念は依然として曖昧なままで⁴⁰⁾、大規模テロ活動の概念はむしろ曖昧になり、大規模テロ活動の範囲は事実上拡大された⁴¹⁾。特に、従来の法案の時から最も問題が大きかった部分、すなわち国情院内の大規模テロ対策センターの各種権限に関する構想は、そのまま維持された。

修正案が会期満了により廃棄になって以降も、2004年6月、金鮮一殺害事件等をきっかけに、議員立法案が次々と提出されている⁴²⁾。テロ防止法の火種は、今なお威力を持っている。

2-4 電子情報統制の法制化及び統制強化

①通信秘密保護法の通信秘密侵害保障法化

通信秘密保護法（以下、通秘法と略す。）は、それ以前の臨時郵便取締法に代わる法律として、1993年12月27日に制定された。この法は、いわゆる「チョウオン河豚屋」事件（1992年に政府機関の責任者が釜山にある飲食店の「チョウオン河豚屋」に集合し、第14代大統領選出選挙に影響を与える目的をもって、地域感情を喚起しようとして共同して謀議したことが通信の傍受によって発覚し、問題となった事件――訳者による注）の被害者というよりは、むしろ受益者であった金泳三大統領が、その任期の初期の頃に野心的に制定した法律の一つである。臨時郵便取締法が、通信の秘密を制限する権限を付与することによって、制限の限界についてほとんど規定しなかったことに比べると確かな前進であると言える。しかし、「取締法」から「保護法」に変わったことを象徴するに相応しい水準には至らなかった。むしろ、この法は、警察や国情院による通信傍受の悪用や乱発を助長する手段として機能した。その主たる問題点は、通信制限の措置を講ずる対象犯罪が多すぎる点、特に回数や期間に制限が設けられていない点、緊急通信制限措置を制御する手段がない点などであった。

金大中政権は、2001年12月、この法を与野党の合意に基づいて大幅に改正した。主要な改正内容は、法第2条の「電気通信」に「電子メール、会員制情報サービス、通信事実確認資料」を追加して保護対象を拡大し、通信制限措置を講ずる対象犯罪を縮小し、そして通信制限措置と緊急通信制限措置、通信傍受の要件、期間、手続などをより厳格にしたことである。

盧武鉉政権は、2004年1月、通信傍受設備の許可など、通信傍受に関する規定を追加し、携帯電話の端末機の固有番号に対する管理を強化し、不法盗聴の規制を強化した。「盗聴機器の探知を口実に、不法盗聴行為等を行う民間事業者の乱立に伴う副作用を事前に予防する」⁴³⁾ ための改正であると言われているが、通信傍受設備の許可段階における規制にとどまり、実際に国家情報機関による不法盗聴の防止には関心がない改正であると評価された⁴⁴⁾。2005年5月の改正は、「通信事実確認資料」の範囲を法律のレベルにおいて明確にするためのものであった。

改正の流れが、最初の通秘法が持っていた通信の秘密に対する侵害的な性格を少しずつ除去する方向で進んで行ったとするならば、現在審議されている通秘法案⁴⁵⁾は、完全に改悪の方向へと変わった。携帯通信機器の通信傍受は公的なものとなり、営業秘密・技術の流出に関する罪などが対象犯罪に追加されるなどして対象犯罪が拡大され、位置情報が通信の秘密の制限対象に加えられ、通信事業者の資料保管等の協力義務が強化され、通信事実確認資料に関する通知義務が国家ではなく、事業者の義務に転換された。

②情報通信網法の国家保安法化

情報通信網の利用の促進及び情報の保護等に関する法律（以下、情報通信網法と略す。）は、名称の変更に伴って、数次改正された。この法が1986年に「電算網の普及・拡張及び利用・促進に関する法律」という名称で制定された際、その名称のとおり「電算網の開発・普及及び利用等を促進し、情報化社会の基盤を整備」⁴⁶⁾するための福祉法的性格を持つものであった。2000年の改正によって、現行法の名称を持つようになって以降、「個人情報を保護するとともに、情報通信網の健全かつ安全な利用が可能となる環境を整備」⁴⁷⁾し、基本権保護法としての性格を標榜していた。その後、数次にわたる改正は、受信拒否制度、不法な個人情報の収集、スパム・メール及び広告メールの送付、青少年有害掲示物などに対する規制措置を追加するためのものであった。ただし、2000年の改正法の当時においても、インターネットのアクセス規制のランク制などに対して深刻な問題提起があったことを考慮に入れると、果たしてそれが基本権保護法であったかは疑問が残る。

しかし、2007年1月26日の改正法は、確実に基本権制限法としての方向へと変わった。国家保安法上の禁止行為を遂行する内容の情報、その他の犯罪遂行を目的とする情報またはその教唆もしくは幫助する内容の情報について、情報通信網を通じて流通させることが禁止された（第44条の7第1項）。これに関して、情報通信部の傘下にある倫理委員会は、情報通信網において情報の取扱を拒否し、停止し、または制限を加える命令を発することができ（第44条の7第2項）、その命令に従わない者には2年以下の懲役または1千万ウォン以下の罰金という重い刑罰が科された（第64条）。ポータルサイトなどを利用するためには、本人確認を経なければならなくなった（第44条の5）。サービス提供者には、プライバシー侵害や名誉毀損等を理由にして情報を削除するなど、30日以内の任意の臨時措置権が付与された（第44条の3）。

情報通信網法は、もはや個人情報を保護するための法ではなく、国家保安法の事前執行法となった。国家保安法が禁止する内容であるか否かの判断もまた、司法判断ではなく、行政処分として行われ、またそれは公開されず、対審手続でもない審議手続として遂行される。取扱拒否など命令が適法であるか否かに関しては、再審査手続や不服申立手続は備えられていないため、不服を申し立てれば、それは直ちに犯罪と見なされるだけである。

③刑事司法統合情報体系：刑事情報に関する社会統制

2001年3月28日、金大中政権は、電子政府を実現するための行政事務等の電子化の推進に関する法律を制定し、いわゆる電子政府時代の幕が開かれた。同法は、2007年1月、電子政府法に名称を変えた。電子政府とは、「情報技術を活用して行政機関の業務を電子化することによって、行政機関相互の若しくは国民に対する行政事務を効率的に遂行する政府」のことをいう（法第2条）。

行政事務の効率的な遂行のために電子政府を実現することは、それ自体として反対すべき対象ではないという反論があるかもしれない。もちろん、電子政府の建前は、それ自体として基本権への侵害を目的とするものではない。しかし、電子政府はまず自ら情報に関する統制を強化し、電子システムを利用した国民監視を容易にし、国家権力の集中と強化を招く方向へと導く傾向を内包している。したがって、「知識情報化の時代において、国民生活の質を向上する」という目的（法第1条）からの逸脱が行われな

いよう、常に警戒しなければならない。

その危惧が現実となったものの1つが、いわゆる刑事司法統合情報体系事業（以下、刑統網と略す。）である。盧武鉉政権は、2004年12月3日、訓令制定をはじめ、「刑事司法統合情報体系」の事業を電子政府化事業の一環として推進した。刑統網は、「迅速・公正・透明な刑事司法手続を実現するため、刑事事件の受理・捜査・決定・裁判・刑の執行などの刑事司法業務を標準化・電子化し、刑事司法機関が電子的・体系的に管理する情報を共同で活用できる統合管理体系」をいい、2008年までに約944億ウォンの予算を投入することが予定されている。

刑統網事業が果たして有用であるかどうかは疑問である。それは、幸福追求権、情報コントロール権、そしてプライバシーに対する過度な侵害を露わにし、法律的根拠を持たない憲法違反の事業である⁴⁸⁾。前科または刑事記録の電子情報化は、刑事被疑者・被告人となった者には、その前科や起訴前歴、それ以外にも刑事記録に残された全てのプライバシーが、容易にかつ過度に利用され、蓄積されることが予想される。電子情報へのアクセス可能な事案の場合、プライバシー侵害や不当な情報収集がいたるところで行われる危険性がある。刑事手続において送信・受信する文書を電子情報化することもまた、刑事手続の迅速かつ公正のための手助けになるとは考えられない。これまで刑事手続に時間がかかりすぎ、不公正であったことの原因は、文書が紙文書であったためではない。現在、浮上しているのは、刑事手続における公判中心主義及び口頭主義を実現することであって、文書による手続遂行そのものを廃止することではない。電子文書化によって、むしろより大きな課題の達成が妨げられてしまう。

3. 社会統制法制と新自由主義

3-1 社会統制法制の改正史における評価とその分析

盧泰愚政権の初期において、法制度の改革は、比較的民主的、人権親和的な方向で行われた。集示法、国家保安法などはそれなりに改正され、社会安全法はより緩和された保安観察法に替えられた。しかし、その当時の社会に充満していた民主化の世論に照らしてみると、全く満足できる水準ではなかった。むしろ、国家保安法の完全な廃止、代替立法を伴わない社会安全法の廃止へと進むべきであった。安企部法、通信秘密保護法などの改正は、次の政権へと先送りされた。

金泳三政権は、国家保安法、保安観察法、集示法に関して、それらをうまく活用しただけで、全く改善しなかった。むしろ、任期の後半期に入ってから、それらの法制度を公安的な政局（林秀卿をはじめとする大学生たちが1989年に相次いで北朝鮮を訪問する事件が起こり、それに対して政府が強力に対応したために急速に生じた保守的な政治状況——訳者による注）を作り出すために利用した。安企部法は、多少は修正されたが、再び元の状態に戻された。通信秘密保護法の制定は、金泳三政権が社会統制法制の領域において受け入れた唯一の改善といえれば改善であるが、通信制限の権限が異常に広範囲に及び、しかも不明確であるため、実質的な法の留保とはいえない水準であった。

87年憲法の制定から20年の歴史のうち、金大中政権はその後半の10年の幕開けを担ったが、その当時、人権団体・社会団体が提案した国家保安法第7条だけでも廃止すべきとする案を受け入れなかった。集示法を改正し、私有財産や私生活の平穩を理由に集会・示威を禁止できるようにした。国情院の権限

を強化するために、テロ防止法を制定しようとした。通秘法の改正だけは改善といえるが、従前の通秘法の問題点を少し緩和しただけの水準に留まり、それはむしろ国情院が不法な携帯電話盗聴用の設備を使用していたことが暴露される等したため、非難の世論を払拭するためにとった政治的措置であったと言える。

盧武鉉政権は、国家保安法や保安観察法等の悪法をそのまま温存した。2004年に集示法の大幅な改悪を敢行し、2007年には集示法違反行為に対する損害賠償命令制度の立法化を推進した。テロ防止法の修正案を提出して、立法の努力を惜しなかった。通秘法を数次にわたって改悪し、現在においても再び位置情報確認権を含む改悪案を提案している。電子政府法を口実に刑統網事業を推進することによって、刑事法上の人権を犠牲にした広範な情報統制を図っている。

過去20年間の社会統制法制の変化の流れを統括し、それを評価するならば、次のように整理できる。第1、国家保安法、保安観察法のような保安的犯罪対策法がそのまま存続させられたことによって、思想統制、つまり反政府的思想そのものを犯罪視する直接的な思想統制が続いた。特に国家保安法は、87年の民主化の色彩を全く帯びておらず、1980年法以前にはなかった第7条ないし第9条を存続させることによって、その悪名をさらに上げている。

第2、集示法の漸進的改悪にも見られるように、行動統制法制もまた次第に強化されてきた。よく韓国社会が手続的民主主義を進展させたと評価されてきたが、このような表現を使う場合には気をつけるべき点がある。これまでの政党や選挙法などの改正もそうであったが、社会的上層部の内部の権力配分に関連する法は小まめに改正されている⁴⁹⁾。しかし、民主主義というものは、制度運営に関する手続に尽きるものではなく、民主的な意思形成の条件として、その意思形成に作用を及ぼす権利や法制度によっても左右される。あえて区別するならば、前者は形式的な手続的民主主義の内容であり、後者は実質的な手続的民主主義の内容であるといえる。集会、示威、結社の自由などは、自由等の保障水準を決定する法制度、つまり社会統制法制が民主主義の形成と関係し、したがって実質的な手続的民主主義の現状を説明することができ、これらの自由は過去20年間の立法によって持続的に制限されてきたのである。

第3、社会統制の方法は、国家保安法、保安観察法などの刑事制裁手段を活用するだけに留まらず、通秘法、情報通信網法、刑統網事業（電子政府法）の推進過程において見られたように、異見の表明またはその形成以前の段階における統制、つまり日常生活に対する統制を幅広く拡張していく過程であった。新自由主義は、電子情報通信技術の発達を好機とし、電子監視の翼を身に付けた。電子監視による日常の統制は、NEIS（教育行政情報システム）、電子住民証、電子パスポート、電子腕輪などに見られるように、表面的には効率性と利便性を標榜しているが、実際には電子情報統制を一般的目標としている点に警戒せざるを得ない。

第4、社会統制法制の「法制化」に対して注目が向けられていることである。過去の権威主義政権は、不法で隠密な政治的弾圧を手段とし、権力を維持してきた。それに比べて87年以降のいわゆる民主化政権は、実質的に不法な規制を依然として行使しながらも、あらかじめそれを法制化することによって、合法性の外皮を備えようとしたのである。集会や示威の禁止事由を継続的に追加し、また通信の秘密の制限対象や通信傍受の対象を拡大させた過程に見られるように、そのような「法制化」は基本権の法律留保原則を実質的に実現するためというよりは、むしろ単純に不法の合法化、不法の制度化を図ること

にほかならなかった。民主的正当性の外皮をまとった基本権への侵害はすでに露骨に現れており、それが体系化されたことによってさらに強力な力を持つこととなった。

3-2 市民的自由に関する新自由主義の逆説

公式の見解によれば、1987年の時点で国際社会は新自由主義によって再編されたと評価されているが、韓国国内では87年憲法とその直後の数日間の民主化の過程が、短期間であるが新自由主義の国内化を遅らせたといえる。しかし、金泳三政権が推進した民営化、規制緩和政策は、すでに新自由主義の方向に向かっていることを明確にした。それに続く87年憲法体制の「後半10年」(1997-2007年)にあたる金大中政権以降の時代、特に外国為替危機以降の時期は、国家政策の全領域において表れているように、韓国社会の本格的な新自由主義化の過程として評価することができる。社会統制法制が、87年の憲法改正の直後しばらくの間、民主的で人権親和的な方向で改善された理由とその効果もまた同様に説明できると思われる。しかし、そのように新自由主義化を遅らせた作用は、民主化の主体が制度内に入り込み、自ら新自由主義に本格的に対応しきれない状況が続いている間に、徐々に消えていった⁵⁰⁾。

韓国の新自由主義が、自由を前面に掲げながら、政治的市民的自由を抑圧する方法を伴った点は、一見すると逆説的あるいは矛盾と考えられるが、この点に関しては新自由主義的改革が国家の主導性を求めるという逆説⁵¹⁾の同線上において理解する必要がある。一時、金泳三政権の性格を新自由主義ではなく、「新国家主義」であると名付けた者もいた⁵²⁾。そのような試みは、新自由主義の本質である国家の主導性を見誤ったことが原因と考えられる。金泳三政権が推進した公共事業の民営化や政府の規制緩和措置は、その改革の内容面から見ると、明らかに新自由主義的である。一方では一部で制度化された社会民主主義的措置を廃止するための積極的な施策がとられ、他方では撤回された社会民主主義的措置の回復、あるいはまだ制度化されていない社会民主主義的措置の実現を求める基層階級・階層に対する権威主義的で非民主的な方法による積極的な対応がなされている。これがまさに国家主導の新自由主義的改革なのである。新自由主義に反対する基層階級・階層の要求を無視し、それを排除するために、実質的民主主義——経済的・社会的平等を通じた民主主義——のみならず、古典的自由主義が主張していた手続的民主主義に関する制度や権利——言論・集会・示威・結社の自由——をも抑圧しなければならなかった。社会統制法制が改悪されてきた理由は、新自由主義の本質から説明できるのである。

新自由主義の経済政策、反労働政策は、労働者階級など基層民衆の生活水準を悪化させるに留まらず、選挙や政党などの制度政治を通して国家権力に接近する可能性を著しく低下させる。「非正規雇用に就くということは、同一労働同一賃金の原則からの排除対象となるに留まらず、既存の制度の内部において組織化された意思伝達機構からも分離されることを意味する」⁵³⁾。したがって、労働者階級と基層民衆は、制度の外で政治的抵抗を追求せざるをえなくなり、新自由主義政権はそれを統制するために抑圧的な政策あるいは制度を並行することとなった⁵⁴⁾。一時、古典的自由主義は民主主義によって修正された⁵⁵⁾。新自由主義は再び民主主義を修正し制限している。反政府活動の武器となる古典的な集会・示威・結社の自由と民主主義は、新自由主義政府にとって脅威になるという理由から、縮小され否定されるに至ったのである⁵⁶⁾。

多くの者は盧武鉉政権を進歩的改革勢力であると理解していたが、それが市民的・民主的権利などを

抑え込んだのは、他の保守主義者たちが非協力的であったために生じたのだという説明は言い訳ではない。新自由主義の国家主導的性格が本質的で権威的であり、非民主的な国家活動を要求するという点で、新自由主義段階の自由主義は、ファシストと野合し、権力を分割・享有することを体質的に追求したのである。盧武鉉政権こそ、反民主的新自由主義の嫡出子であり、「積極的な具現者」⁵⁷⁾であった。まだ評価しにくいところもあるが、今後新たに政権を執る李明博大統領の将来の歩みが、それほどの希望的な変化をもたらすことは期待できない。

4. 社会統制法制の改革展望と民主主義法学の課題

自由主義と民主主義の関係に関する新自由主義者の見解、特にハイエクやフリードマンのような人々の見解は、「自発的な秩序」や「市場の本性的強み」などを通じて市場で発揮される個人の経済的自由が全ての社会的・政治的自由の真の基盤であるというものである⁵⁸⁾。これは、経済的自由を堪能できる者とできない者の間において、社会的・政治的自由が同じであることを理由づけていないし、また同一の価値を有していないことを示唆している。新自由主義的改革の過程において必要とされている抑圧的、統制的法制度は、そのような完全な市場へと向かう途上において、弱者階層が過去において「過度に」保有してきた社会的、政治的自由を返納するという論理を内包している。彼らが考える社会的・政治的自由とは、経済的自由を成就した者の間における権力分配の手段であり、経済的弱者が経済外的権力に接近する手段ではない。

しかし、基層階層は、誰もがその「完全な市場」の中で自ら努力して経済的自由を得ることができるという希望が虚構であることを失業と貧困の悪循環の経験を通じて体感し、そのような新自由主義の論理に順応していない。絶えず底辺から持続的に抵抗せざるを得ない。新自由主義の労働・福祉政策についても、社会統制法制についても、不法を実感した抵抗だけが彼らの代案なのである。街頭に出た大衆は、制度内の狭小な枠を超えて、制度外の活動を主要な政治の手段とすることになった。社会統制法制の未来を左右するのは、決して終わることのない抵抗、新自由主義の根本的自己矛盾であろう。社会統制法制に対する民主法学の課題は、憲法が命じ、新自由主義が否定している市民的・政治的基本権が実現されるよう、理論的で実践的な助力を講ずることを惜しまないことである。87年憲法から20年が経過した今、再び「民主化！」運動である。

注

- 1) これに関してはキム・ジョンソ「2001年シンポジウム：基調演説 新自由主義と民主法学」『民主法学』第20号(2001年)1頁以下。ハン・サンヒ「新自由主義的(憲)法談論批判」『民主法学』第20号(2001年)20頁以下。ソ・キョンソク「新自由主義と現代憲法」『民主法学』第23号(2003年)239頁以下。イ・キョンジュ「社会的基本権と民主主義——社会保障受給権を中心に」『民主法学』第21号(2002年)173頁以下参照。
- 2) イム・ゼホン「市民社会論的民主主義と法学」『民主法学』第18号(2000年)13頁。
- 3) 国家保安法の改正から当時までの詳細な歴史は、チェ・グァンホ「韓半島平和と民主法学——韓半島の平和と国家保安法」『民主法学』第25号(2004年)78頁以下。
- 4) 改正の契機となった憲法裁判所決定は、1990年4月2日宣告、89憲カ113決定。「国家保安法第7条第1項ないし第5項の規定は、所定の行為が国家の存立・安全を脅かし、また自由な民主的基本秩序に危害を与える

明白な危険がある場合のみに縮小適用されると解釈するならば、憲法に反するものではない。

- 5) 1960年6月10日法律第549号。
- 6) 憲法裁判所1990年4月2日宣告、89憲カ113決定。
- 7) 金泳三政権は、1994年、西江大のパク・ホン総長の「その背景には主思派と社労盟がある」という発言をきっかけにして、「新公安政局」を組織し、それ以降、国家保安法の適用が過去の軍事政権の形態とほとんど異ならない内容と規模で展開された。1993年には112件に止まっていた国家保安法による被拘束者が1997年には677件に増えた。国家人権委員会「報道資料:人権委(国家人権委員会)国家保安法人権実態調査結果発表」(2004年6月11日)12頁、民家協(民主化実践家族運動協議会)の集計については、http://www.minkahyup.org/bbs/zboard.php?id=cp_now1993年2月25日—1998年2月25日の統計を参照。
- 8) 国家保安法廃止国民連帯の構成と活動については、<<http://freedom.jinbo.net>>が分かりやすい。この時期の第7条廃止の主張に関する法学的検討については、キム・ジョンソ「国家保安法の適用論理批判——第7条を中心に」『民主法学』第16号(1999年)63頁以下参照。
- 9) ホン・ユンギ「良心と思想の自由と国家保安法——ソン・ドウユル教授事件を中心に」『民主法学』第26号(2004年)31頁。
- 10) 金大中政権の最初の年の1998年の時点では、国家保安法による被拘束者数は389件であり、それまで通り適用されていたが、ただ6・15宣言を起点にして、2000年には125件に減少する傾向を示した。ホン・ユンギ前掲論文30頁。
- 11) 盧武鉉政権の国家保安法に対する態度および国家保安法全面廃止の妥当性を論じた論文としては、オ・ドンソク「ソン・ドウユル教授事件を通して見た韓国民主主義と人権——国家保安法の現況と廃止の妥当性」『民主法学』第26号(2004年)105頁以下参照。
- 12) 国家保安法による被拘束者数は、2003年38人、2004年13人、2005年20人、2006年14人を記録し(民家協統計、<http://www.minkahyup.org/bbs/zboard.php?id=cp_now>)、実際の適用は大きく減少しているが、些細な会合であっても、それを開催するための連絡を取り合うこと、韓総連(韓国大学学生会総連合)——学生が焦眉の課題を解決するために1993年4月に結成した学生自治組織——から脱退しないこと、あるいは「一心会」(大韓帝国時代の開花派軍人たちが組織した団体)に加入することなどの行為を起訴し(「一心会」チャン・ミンホ氏、控訴審で7年宣告)『東亜日報』2007年8月17日)、さらに非転向の長期受刑者——思想転向を拒否したまま、長期の服役を余儀なくされた人民軍捕虜、北朝鮮が韓国に派遣した諜報活動家——の墓石に「統一愛国闘士」と書いたことが讃揚・鼓舞にあたるとして起訴するなど(民家協国家保安法資料室2007年9月27日。<http://www.minkahyup.org/bbs/zboard.php?id=ns_l_pds>)、法の適用は従来とまったく変わっていない。
- 13) 第5条(保安観察処分の期間)①保安観察処分の期間は2年とする。②法務部長官は検察官(検察庁)から請求があった場合は、保安観察処分審議委員会の議決を通してその期間を更新することができる。
- 14) 保安観察法に関する法理論的考察は、イ・スンホ「保安観察法廃止論」『法と社会』第5号(1992年)196頁以下。ソン・ムンホ「保安観察法廃止論」『人権と正義』第341号(2000年1月)174頁以下。パク・ジヒョン「保安観察法に関する研究:思想犯に対して保安処分を課すことの問題点をを中心に」(ソウル大学修士論文、1999年)参照。
- 15) 保安観察処分関連の統計情報の公開を拒否した処分に対する取消請求を棄却した事案として、大法院2004年3月26日宣告、2002ドウ6583判決。
- 16) 第2期疑問死委員会の大国民報告書にある連合ニュース(2004年12月8日)。
- 17) 国家人権委員会ホームページ(<www.humanrights.go.kr>)>人権情報>決定文/決定例集資料の中の「国家人権政策基本計画勧告案(NAP)」119—120頁(2006年2月)。
- 18) 保安観察法施行令第14条第1項。関連論文としては、パク・ジョンボ「良心の自由の規範構造と保護範囲——遵法誓約制を中心に」『民主法学』第22号(2002年)243頁以下参照。
- 19) 1973年12月20日法律第2648号、1980年12月18日法律第3278号、1989年3月29日法律第4095号。
- 20) シム・ヒギ「反民主的法律の開閉のための公開討論——改正集示法の批判的検討」『法と社会』第1号(1989年)14頁。
- 21) 現行法同一、第2条第2項。
- 22) 現行法同一、第10条。
- 23) 第1項但し書きの追加を除外し、現行法と同一。第8条(集会及び示威の禁止または制限通告)①第6条第1項に従った申告書を受理した管轄警察署長は、申告された屋外集会または示威が次の各号のいずれか一つに該当する場合には、申告書を受理した時から48時間以内に集会または示威を禁止することを主催者に通告することができる。1. 第5条第1項、第10条本文または第11条に違反すると認められるとき。2. 第7条第1項の申告書の記載事項を充足しなかったとき。3. 第12条に基づいて禁止される集会または示威であると認めら

れるとき。

- 24) 第 4 号但し書きを追加したことを除いて、現行法と同じ。第 11 条（屋外集会および示威の禁止場所）何人も次の各号のいずれか一つに該当する庁舎または住宅の境界地点から 100 メートル以内の場所において屋外集会または示威を行ってはならない。1. 国会議事堂、各級法院、憲法裁判所。2. 大統領官邸、国会議長公館、大法院長公館、憲法裁判所長公館。3. 國務総理公館。但し、行進の場合はこれを除く。4. 国内駐在の外国外交機関や外交使節の宿舎。
- 25) 同じ趣旨のものとして、シム・ヒギ「反民主的法律の開閉のための公開討論——改正集示法の批判的検討」『法と社会』第 1 号（1989 年）16 頁。集会の自由を憲法から解説し、集示法の申告制の違憲性を明らかにした論文として、キム・スンファン「集会の自由」『民主法学』第 16 号（1999 年）297 頁以下参照。
- 26) 法第 8 条第 3 項。
- 27) 法第 11 条第 4 号（但し書きを追加）。
- 28) 法第 8 条第 1 項（但し書きを追加）。「但し、集会又は示威、集団的な暴行、脅迫、損壊、放火等によって公共の安寧秩序に対して直接的な危険を及ぼす場合には、それ以外の該当集会または示威に対して申告書を受理した時から 48 時間が過ぎた場合においても禁止通告することができる。」
- 29) 施行令（* 1）によると、ソウルの場合「京仁路——麻浦路——鍾路——旺山路——忘憂路」のようにつながった道路を 1 つの重要道路と定めるなど、全部で 15 の「重要道路」が指定され、それによって事実上、ソウル市内の大部分の道路が「重要道路」に含まれることになる。
- 30) 但し書きが追加されている。法第 12 条（交通の円滑を理由にした制限）②集会又は示威の主催者が、秩序維持員を配置して道路を行進する場合、第 1 項に基づく禁止を通告することはできない。但し、該当道路が周辺道路の交通の円滑に支障をもたらし、深刻な交通不便を与える恐れがある場合には、第 1 項に基づいて禁止することができる
- 31) 施行令（* 2）は、一般地域について「昼間 80dB、夜間 70dB」を規制基準として定めている。日常会話は 60dB、江南など都心地域の繁華街の日常的な騒音は 80dB の程度である。「警察庁主導‘改悪’事実上の集会禁止法」『ハンギョレ新聞』2004 年 5 月 2 日
<<http://hani.co.kr/section-005000000/2004/05/005000000200405021808772.html>>
- 32) 「不法暴力示威の被害者、訴訟なく賠償される」『韓国日報』2007 年 6 月 25 日
<<http://news.hankooki.com/lpage/society/200706/h2007062518565522000.htm>>
- 33) 法律第 4708 号（1994 年 1 月 5 日）第 3 条（職務）①安全企画部は、次の各号の職務を遂行するものとする。1. 国外の情報及び国内の保安情報（共産主義運動、政府転覆活動・防諜活動、テロ組織・国際犯罪組織に関する情報）の収集・整理及び回覧。2. 国家機密に属する文書・資料・施設ならびに地域に対する保安業務。但し、各級機関に対する保安監査はこれを除く。3. 刑法の内乱罪、外患罪、軍刑法の反乱罪、暗号不正使用罪、軍事機密保護法規定の犯罪、国家保安法規定の罪（但し、第 7 条、第 10 条に規定されている罪はこれを除く）に対する捜査。4. 安企部職員の職務関連犯罪に関する捜査。5. 情報及び保安業務の企画・調整。
- 34) クァク・ノヒョン「安企部法の改悪阻止と民主的改正のための国際シンポジウム：安企部による権力濫用の現状とそれに対する民主的闘争の経過と展望——課題と戦略を中心に」『民主法学』第 12 号（1997 年）337 頁。
- 35) 「警察庁およびその所属機関の職制施行規則」第 12 条（保安局に配置される課）①保安局に保安第 1 課、保安第 2 課及び保安第 3 課を配置する。……③保安第 1 課長は、次の事項を分掌する。1. 保安警察業務に関する企画及び教育。2. 北朝鮮の実態に関する広報。3. 保安観察に関する業務指導。4. その他、国内の事項であって、他の課の主管に属さない事項。④保安第 2 課長は、次の事項を分掌する。1. スパイ等保安事犯に対する捜査の指導及び調整。2. 不穏な配布物収集及び分析。3. 北朝鮮に関する情報の収集及び分析。4. 南北交流に関連する保安警察業務。⑤保安第 3 課長は、次の事項を分掌する。1. スパイ等重要防諜捜査。2. 重要左翼事犯の捜査。保安捜査隊は、この保安第 3 課を指す。
- 36) パク・レゲン「国家保安法適用機関としての公安機関の実態と問題点」『国家保安法の悪用による弾圧の実態と公安機関の改編法案に関する討論会資料集』（2007 年 6 月 9 日）11 頁。
- 37) 固有の行政官庁とは見なされない国情院が法案を作成するのは違憲であるという見解を主張するものとして、イ・ゲス「テロ防止法案の争点」『民主法学』第 25 号（2004 年）374 頁。
- 38) 「国情院のテロ防止法を阻止するための共同闘争」（2001 年 11 月 23 日記者会見。人権サランバン<<http://www.saranbang.or.kr>> 資料室 114 参照。
- 39) 盧武鉉政権のテロ防止法案を紹介し、批判するものとして、イ・ゲス「テロ防止法案の争点」『民主法学』第 25 号（2004 年）371 頁以下参照。
- 40) 従来までの法案では、テロとは「政治的・宗教的・思想的または民族的目的を持った個人や集団が、その目的を追求し、またはそれに注目させ、あるいはその主張を広く知らせるために計画的に行う行為であり、国家安保または外交関係に影響を及ぼし、または重大な社会不安を惹起する行為」と規定されていた。2003 年案では、

テロは「九つの国際協約がテロとして規定している犯罪」（第2条）と規定され、むしろさらに曖昧になったと思われる。

- 41) 国家人権委員会「テロ防止法修正案に対する国家委員会の意見」（2003年10月22日）11頁。
- 42) テロ対策体系の確立と大規模テロ活動等に関する法案（2005年3月15日）。テロ予防及び対策に関する法案（2006年2月14日）。
- 43) 議案番号170867（2004年11月16日）の提案理由については、国会議案情報システム <http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill_id=029160> 検索日 2008年2月1日。
- 44) キム・イルファン「改正通信秘密保護法の問題点と改善方向——通信方向の憲法的保護と関連法制に関する考察」『刑事政策』第16巻第1号（2004年）41—42頁。
- 45) 注（32）において説明した法案は幸いなことに立法されなかった。議案番号176928（2007年6月26日）は、法制司法委員長の対案である。
- 46) 旧電算網の普及および拡張とその利用の促進に関する法律（1985年）第1条。
- 47) 情報通信網の利用の促進および情報の保護等に関する法律第1条。
- 48) 同主旨のものとして、キム・ヒス「刑事訴訟の観点から見た刑事司法統合情報体系の問題点に関する考察」『民主法学』第34号（2007年）358—359頁。
- 49) ただし、労働組合の政治活動を禁止すること、第三者の介入を禁止することなど、差別化戦略が堅持されているため、政党制や選挙制関連法においても階級差別的な進展が進行していることを確認することができる。
- 50) このような失敗の原因は、民主化の主体が87年以前からすでに支配勢力が追求していた新自由主義の潮流の性格を的確に認識できなかったことにあると説明するものとして、イ・グァンイル「新自由主義の世界化、韓国の民主主義と国家——企画論文：自由主義から新自由主義への転化」『民主主義』の縮小と『国家物神』の深化」『政治批評』第11号（2003年）81頁参照。
- 51) ユ・ヒョンソク「グローバル化時代の民主主義と新自由主義の政策——韓国と南米の労働問題を中心に」『韓国政治学会報』第31巻第2号（1997年）242頁。
- 52) チョ・ソンリョル「国際競争力、技術革新そして国家戦略——金泳三政府の『改革』政策の背景と性格」『国際政治論叢』第36号第2号（1996年）153頁。
- 53) イ・グァンイル前掲論文94頁。
- 54) ユ・ヒョンソク前掲論文236頁。
- 55) イム・ゼホン「市民社会論的民主主義と法学」『民主法学』第18号（2000年）13—14頁。
- 56) イ・グァンイル前掲論文（91頁）は、「ヘゲモニー戦略」を非正規労働者、新貧民をも結束する「一国民」プロジェクトという意味で用い、新自由主義はそのようなヘゲモニー戦略をそれ以上使うことはできないとした。新自由主義の「二国民ヘゲモニー・プロジェクト」は、戦略的に重要な階級の支持を集めるための費用を他の階級にしわ寄せすることを核心理念としていると言われている。
- 57) イ・グァンイル前掲論文90頁。
- 58) ユ・ヒョンソク前掲論文239頁。

（筆者後記）

本稿は、韓国の民主主義法学研究会『民主法学』第36号（2008年3月）に掲載された「87年以降20年間の社会統制法制」の日本語訳である。執筆から5年が経過したが、本稿で紹介・解説した状況は、その当時と大きく変わっていない。

国家保安法は、全く改正されず依然として存続しており、進歩的な社会運動家を組織犯罪事案と結びつけて、処罰し続けている。現在、裁判中の「旺戴山事件」（朝鮮民主主義人民共和国の指令を受け、スパイ行為をしたという嫌疑でキム氏ら5人が厳罰に処せられた事件。詳しくは、2012年刊行の「民主法学」第49巻所収の4つの特集論文を参照されたい）では、国家保安法を適用するために、裁判所と検察庁が刑事訴訟法に定められた適正手続さえも無視し、無理を押し通そうとする様子がかがえる。

保安観察法もまた同様である。政府はこの法に関する最も基本的な統計さえも国家機密に分類して公開していないため、その実態はよくわからない。ただし、カン・ヨンジュ氏（光州トラウマセンター長）

の書いた新聞記事などを通して、保安観察が現在においても秘密裏に行われていることがわかる。国家保安法を根拠にしている国家情報院と警察庁保安捜査隊は、相変わらず活発な活動を続けている。

集会及び示威に関する法律の状況も、本稿で紹介した状況のままである。ただし、2009年米国産牛肉の無差別輸入政策に抗議した全国的な「キャンドル集会」を契機に、この法の「夜間の集会を原則的に禁止する」条項が憲法違反であるとする憲法裁判所の判決（2009年9月24日2008憲カ25）が導き出された。ただし、それに対応する立法はまだなされていない状況である。

通信秘密保護法に関して、本稿の脚注（45）において紹介した「対案」は廃棄された。以降、国会では大小様々な内容を含んだ改正案が十数回提出されたが、改正されることなく現在に至っている。情報通信網について僅かな改正はあったものの、本稿で紹介した内容は、そのまま維持されている。特筆すべきことは、憲法裁判所が情報通信網の本人確認制度（インターネット上の掲示板サイトを利用するために、実名確認プログラムに基づく実名保障手続を通じて、実名と住民登録番号を掲示板運営者に登録することを強制した規定）に関して、違憲判決（2012年8月23日2010憲マ47）を言い渡したことである。憲法裁判所が、「匿名表現の自由」の要保護性を認めたことは、高く評価できる。しかし、それは個人情報の流出事故が起こるおそれがあり、また国際社会から非難されたことなど実際的な理由をより考慮に入れた結果であるとも見ることが出来る。参考までに、他の多くの判決を見ても、最近の憲法裁判所の判決はそれ自身が進歩的な傾向を有しているとは評価できない。

刑統網（刑事司法情報化）事業はそのまま推進され、2008年8月以降、刑事司法ポータルサイト（www.kics.go.kr）を通じて、国民にサービスを提供している。「私の事件情報」というメニューをクリックすると、本人に関連する全ての刑事事件情報（立件、告訴、告発、抗告など）を閲覧できるが、個人情報が大量流出している時代に相応しい方式であるかは、なおも疑わしい。

一方において、労働の非正規雇用化、リストラなど労働市場のフレキシビリティを追求しながら（本稿では残念ながらこの問題を論じてはいないが）、思想や表現の自由に対しては法律を手段として統制を強化してきたことが、過去20年間の韓国社会の流れであった。筆者は、それを新自由主義秩序の韓国的展開であると考えているが、韓国だけでなく全世界がそのような新自由主義的な流れを転換させ、多少でも希望が持てる未来に進んでいくことを願っている。

（訳者・監訳者のあとがき）

1. 著者の紹介

本稿は、朴智賢教授（Park Ji-Hyun）が2008年に民主主義法学研究会の編集誌『民主法学』第36号（2008年3月）に掲載した「87年以降の20年間の社会統制法制」の日本語訳である。朴教授は、1970年に生まれ、ソウル大学法学部で学び、1999年に同大学に提出した論文「保安観察法に関する研究——思想犯に対する保安処分賦課の法律上問題点を中心に」で法学修士の学位を取得し、2007年に「供述拒否権に関する研究」で法学博士の学位を取得し、2007年から仁済大学（Inje University）において刑法と刑事訴訟法の担当教授を務めている。韓国では数少ない女性の刑事法研究者の一人である。

2. 本稿の意義

本稿は、1987年の「民主化宣言」以降の韓国で進められた刑事立法のなかでも、思想統制、行動統制、公安権力強化、そして情報統制の4分野に関して、その刑事立法の動向と内容を分析・批判している。著者は、それらを「社会統制法制」という市民的権利と自由に対する規制の法体系において捉え、その根源に新自由主義による経済改革があることを指摘している。

新自由主義は、経済分野における公的規制を緩和し、それを民間の経済市場に委ねて、自由競争の原理に基づいて、より効率的な運営を追求していく経済政策理論である。一般に経済活動の分野には、民間の自由競争に委ねられた私的部門と公共的な性格ゆえに行政的に規制・管理された公的部門とがあるが、新自由主義は、前者の市場経済の分野に対してかけられている様々な法的規制を緩和し、資本が自由に競争できる環境を作ることによって、利益性と効率性の向上が可能となると主張する（いわゆる規制緩和）。また、後者の分野に対しても、公的な管理・運営をしていると競争関係にさらされず、非効率的になり、生産力の向上も望めないと批判して、公的部門の市場への投入を要請する（いわゆる民営化）。しかし、新自由主義の実相は、本稿の最後に言及されているように、市場原理によって勝ち残る勝者と淘汰されていく敗者とを分けるための弱肉強食の市場原理主義であることは明らかである。厳しい市場競争から淘汰された者は、社会的にドロップアウトし、社会的諸制度の外側に放り出され、自由競争の場に戻る「自由」をもちや持たない。かろうじて自由競争に勝ち残っても、次から次へと競争に駆り出され、いつ敗北してドロップアウトするか分からない不安にさらされながら生きていかざるをえない。不安な雇用形態の常態化、失業者の増加傾向、社会不安と将来不安の拡大、自殺者の増大など、過去数年間の社会問題の根源には、このような新自由主義の論理がある。従って、このような不幸の連鎖を断ち切るためには、新自由主義の経済改革に歯止めをかけ、経済的・社会的平等を通じた民主主義的な社会を創造する以外にはない。このような著者の主張は、すこぶる明快である。

しかし、1987年以降の韓国の「民主化政権」は、この新自由主義の経済改革を推し進め、2008年に始まった李明博政権は、それに拍車をかけ、対米協調路線の経済開放政策を進めている（米韓自由貿易協定 [FTA] がその一例）。非人間的な市場競争から弾き出された多くの人々は、人間の尊厳を回復するために組織を作り、行動に出ているが、政府はそれを反国家活動として、その思想と行動への規制を強化している。彼らがどのような行動に出るのかをいち早く探知するために、情報収集とその管理・統制の権限を強化している。新自由主義の経済改革が始まった1980年代初頭では、それが政治や法制度の改革にどのような影響を及ぼすかはあまり明らかではなく、また文化やイデオロギーに対していかなる作用を与えるのかも明瞭ではなかったが、それは今ではもう明らかである。新自由主義の弱肉強食の論理が企業間の経済競争だけでなく、個人の生活のレベルにまで貫徹し、これまで経験しなかった非人間的な社会現象が発生している。刑事立法の分野において発生している現象は、思想、自由、行動に対する規制の強化、しかも事前予防主義的で包括的な規制の強化である。新自由主義は、弱肉強食の論理によって飽くなき利潤追求の自由を保障する。新自由主義は、市場競争に勝利し、「自由」を勝ち得た者のために、それに敗北した者が新自由主義に対して闘うための「自由」を規制するのである。筆者のいう社会統制法制は、このように新自由主義的に改革された社会体制を「反体制」勢力から防衛し、維持するための不法な弾圧体系であり、合法性の外皮で覆われた不法の体系である。新自由主義の社会統制法制に

いかに対抗し、国民に分かりやすい自由保障法制の対案を提示していくかが民主法学の喫緊の課題である。

3. 日本法への示唆

このような法現象は、日本においても例外ではない。とりわけバブル経済の崩壊以降、1990年代後半からの構造改革は、不安定雇用の増大、失業者の増加、自殺者の増加、退廃的な風俗の蔓延などを引き起こしている。それに伴い、刑法犯の発生件数は急増し、社会不安を増幅し、体感治安の悪化に拍車をかけている。これらも同じく新自由主義的構造改革の表れである。経済政策の弊害を解決できるのは、その経済政策を大本から変えることだけであり、警察的・刑事法的に対応すべき性質の問題ではない。堅実に働く人々に対して優しく、思いやりのある経済政策を実施することだけが、社会から不安を取り除くことができるのである。新自由主義的経済政策に反対する人々を敵視し、警察的弾圧を強化することは、社会の真の意味での発展の可能性を封殺するだけでしかない。

政治・経済の領域における新自由主義的改革の弊害に苦しむ民衆を救済し、その人間の尊厳の回復のために民主法学は何をなすべきか。民主法学の課題は、憲法が定める市民的基本権を新自由主義から擁護・実現するために、社会統制法制の根源に在る新自由主義的性格を暴き、それが市民的・政治的自由を抑圧する刑事政策であることを批判することである。本稿は、韓国の刑事法学だけでなく、共通の課題を抱える日本の刑事法学にとっても重要な問題を提起している。

〔付記〕 校正にあたっては、崔誠姫氏（一橋大学大学院社会学研究科博士課程）の助力を得た。（編集委員会）

On the Society-controlling Laws for Twenty Years since 1987

— A Paradox of Neoliberalism on Civil Liberties —

Park Ji-Hyun

This thesis is aiming at making clear how the society-controlling laws, by which I mean the laws or legal system to control and intervene in civil society, have changed for twenty years since 1987 democratization.

The society-controlling laws since 1987 can be characterized as follows:

First, the direct controls on thoughts have been maintained such as National Security Law and Security Observation Law which punish thought crimes and surveil the released thought-criminals. Secondly, the action-controlling laws have been gradually strengthened, as can be seen in several revisions of the Assembly and Demonstration Law. Thirdly, the controls over electronic information have been strengthened and thereby have place the people under the routine electronic surveillance. It can be seen in the changes of the Protection of Communications Secrets Act and the IT Network Law and in the Criminal Justice Information Integrating Project. And finally, the society-controlling laws have been 'legalized' or 'legislated'.

It seems a paradox that the Korean neoliberalism stands for, but actually suppresses the liberties, more precisely, the political and civil liberties. Nonetheless it is not paradoxical, considering the state-initiated character of neoliberalism. The neoliberal states are taking positive actions to repeal the social democratic measures on the one hand and to suppress the people demanding the realization of those measures on the other hand.

There still remains our task to give theoretical and practical assistances to those who struggle for the fundamental civil and political rights, which the Constitution guarantees while neoliberalism denies.

Key Words : society-controlling law, neoliberalism, civil liberty, anti-democratic law, bad law